

No. 2

制 度 名	緊急消防援助隊設備整備費補助金	主管課名	消防安全課 消防総務 G					
		問合せ先	029-301-2873					
目的・趣旨	消防組織法第 45 条第 1 項に定める緊急消防援助隊設備を整備するための経費に対して補助金を交付する。							
〔対象団体〕 地方公共団体（市町村が加入する一部事務組合を含む。） 〔対象事業〕 (1) 消防ポンプ自動車 (2) 救助工作車 (3) 救急自動車 (4) その他の消防用自動車（災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車等） (5) 航空隊（救助消防ヘリコプター） (6) 消防艇 (7) 消防用資機材 (8) 消防に関する情報通信を行うための施設（消防救急デジタル無線設備等） 〔補助要件等〕 緊急消防援助隊に登録している（又は登録する予定の）地方公共団体 ※本県では、全消防本部（17 市町、7 一部事務組合）で登録済み。 〔対象経費〕 対象事業の実施に要する経費（ただし、車両登録に係る諸費用等は除く。） 〔補助限度額等〕 対象事業ごとに補助基準額が定められており、当該補助基準額の 1/2 以内とする。 〔経費負担割合〕								
区 分		国	県	市町村	その他			
緊急消防援助隊設備整備費補助金		1/2	—	1/2	—			
〔令和 7 年度当初予算額〕 4,990,000 千円（国費）		〔令和 7 年度補助対象団体〕 令和 7 年 4 月頃決定予定						
〔備考〕 (1) 翌年度の補助金要望調査について、例年前年度の 12 月～2 月頃を実施している。 (2) 国の補正予算や予備費にかかる補助金として追加要望調査（秋～冬頃）が行われる年度もある。								